

規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一八八

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

第七条中「第十一号及び第十三号」を「第十一号、第十二号及び第十四号」に、「第十二号及び第十四号」を「第十三号及び第十五号」に改める。

第十三条中「第十号」を「第十一号」に改める。

別表第一警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験 サイバー犯罪捜査Ⅰ類	給与条例別表第六に定める公安職給料表の職務 の級二級の職
---------------------------	---------------------------------

別表第二警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類	<p>教養試験</p> <p>専門試験（記述式）</p> <p>専門試験（口述式）</p> <p>適性試験</p> <p>論文試験</p> <p>人物試験</p> <p>身体検査</p> <p>体力検査</p>	<p>専門試験（記述式）</p> <p>専門試験（口述式）</p>	<p>コンピュータシステム、情報セキュリティ、データ構造及びアルゴリズム、ソフトウェア設計、ソフトウェア開発、マネジメント並びにストラテジ</p>
-----------------------	---	-----------------------------------	---

別表第三警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類の項の次に次のように加える。

警察官（巡査）採用試験	試験の告示の日の属する年度の四月一日における。
-------------	-------------------------

サイバー犯罪捜査Ⅰ類

る年齢が三十歳未満の者のうち当該年度の三月までに初任給規則別表第三に定める基準学歴区分の大学卒の資格を取得した者及び取得見込みの者で情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）に基づく基本情報技術者試験に合格している者

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。